工　事　設　計　書

課　長 所　長	係　長	照　査	設　計

年度　令和 8年度　　設計年月　令和　年　月　　工期　令和 9年 3月31日

事　業　名

工　事　名　疏水分線水路清掃及び土砂浚渫

工　事　場　所　京都市左京区南禅寺福地町62番地3～左京区北白川久保田町58番地

工　事　価　格　　円

本　工　事　費　　円　　消費税等相当額　　円

積算基準	土木	植樹保険加入	不要

京都市　上下水道局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2026年10月	
歩掛適用年月	2026年10月	
基準適用年月	2026年10月	
単価地区	2601：Ⅰ地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	98:構造物工事（浄水場等）	
施工地域等補正	市街地	1.2
週休２日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	市街地	1.1
工期日数（熱中症補正）	0日間	
真夏日日数	0日間	
補正係数	補正なし	
熱中症補正	自動設定	
週休２日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	前払金対象外	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

工　事　概　要

本作業は、疏水分線及び疏水分線付帯施設に堆積した土砂の浚渫及び清掃を行うものである。

京都市　上下水道局

設計内訳書（本01）

工事名	疏水分線水路清掃及び土砂浚渫	事業区分 工事区分	水道工事 疏水分線水路清掃及び土砂浚渫

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要　国費／単費
疏水分線水路清掃及び土砂浚渫		式	1				
疏水分線水路清掃及び土砂浚渫		式	1				
水路清掃工		式	1				
人力清掃工	A部 若王子橋～銀閣寺南橋 西田橋～志賀越道	m	2,000				
人力清掃工	B部 分線取水ｹﾞｰﾄ～扇ﾀﾞﾑ ※第5ﾄﾝﾈﾙ除く	m	600				
人力清掃工	C部 第5ﾄﾝﾈﾙ内	m	100				
人力清掃工	D部 分線取水ｹﾞｰﾄ～水路閣上流	m	320				
人力清掃工	A部 横断側溝	箇所	20				
土砂浚渫工		式	1				
土砂浚渫工	A部 銀閣寺南橋～西田橋 汚泥吸排車（運搬費含む）	m3	98				
土砂浚渫工	B部、C部 分線取水ｹﾞｰﾄ～扇ダム 汚泥吸排車（運搬費含む）	m3	10				
土砂浚渫工	扇ダム、導水管部 汚泥吸排車（運搬費含む）	m3	27				
土砂浚渫工	ｻｲﾌｫﾝ部 汚泥吸排車（運搬費含む）	m3	23				

京都市

設計内訳書（本01）

工事名	疏水分線水路清掃及び土砂浚渫	事業区分 工事区分	水道工事 疏水分線水路清掃及び土砂浚渫

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要　国費／単費
仮設工		式	1				
仮締切工 （参考数量）	小口並べ、購入土、仕拵・積立・撤去	m2	9				
締切排水工 （参考数量）	排水量：0以上120(m3/h)未満、作業時排水	箇所	2				
交通管理工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員Ｂ	人日	20				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				

京都市

設計内訳書（本01）

工事名	疏水分線水路清掃及び土砂浚渫	事業区分 工事区分	水道工事 疏水分線水路清掃及び土砂浚渫

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要　国費／単費
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

京都市

疏水分線水路清掃及び土砂浚渫

特　記　仕　様　書

京　都　市　上　下　水　道　局

１　共通事項

本仕様に記載のない事項については令和７年１２月版の「水道部施設課 作業一般仕様書（委託）」による。

なお､「水道部施設課 作業一般仕様書（委託）」は水道部施設課または疏水事務所にて配布する。

２　作業概要

本作業は、疏水分線及び疏水分線付帯施設に堆積した土砂の浚渫及び清掃を行うものである。

３　作業場所

京都市左京区南禅寺福地町６２番地３～左京区北白川久保田町５８番地

４　完成期限

令和９年３月３１日とする。

５　作業内容

主な作業内容は、「工事数量総括表」のとおりとする。

なお、作業に先立ち、発注者は、疏水分線の減水・停水を行う。

※減水・停水の時期は、観光シーズンや周辺環境を踏まえ、例年１月以降であるが、琵琶湖疏水の水質によって、一部の区間で停水できない場合がある。その場合、協議により設計を変更する。

６　作業計画書

作業に先立ち、作業手順や作業方法等についての作業計画書を監督員に提出しなければならない。また、作業計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該作業に着手する前に変更に関する事項について、変更作業計画書を監督員に提出しなければならない。

７　作業方法

（１）水路清掃工

ア　Ａ部（若王子橋～銀閣寺南橋、西田橋～志賀越道）

受注者は、水路内の水草や雑草を刈取り、落ち葉や枝、ゴミ等とともに指定地に集積する。また、当該区間はゲンジボタルの生息地であるため、生態系への影響を最小限に抑えるよう作業は手作業とし、河床を必要以上に乱さないよう注意すること。

イ　Ｂ部（分線取水ｹﾞｰﾄ～扇ダム）

受注者は、水路の底面や側面に付着した塵や苔等をワイヤーブラシやクマデ等により清掃する。また、扇ダムの上流及び下流のスクリーンに付着している水草やゴミは指定地に集積する。

ウ　Ｃ部（第５ﾄﾝﾈﾙ内）

受注者は、水路の底面、側面、上面に付着した塵や苔等をワイヤーブラシやクマデ等により清掃する。

エ　D部（分線取水ｹﾞｰﾄ～水路閣上流（側溝））

受注者は、側溝に堆積した落ち葉等を回収し、指定地へ集積する。

オ　A部（横断側溝）

受注者は、側溝内の雑草等を刈取り、落ち葉やゴミ等とともに指定地へ集積する。

（2）土砂浚渫工

ア　A部（銀閣寺南橋～西田橋）

受注者は、水路内に堆積した土砂を浚渫し、所定の処分地へ運搬し処分する。また、受注者は、作業に先立ち、監督員と日程調整のうえ、白川放水口の角落しを取外し、疏水分線の水位を下げ、作業完了後、角落しを復旧する。

イ　B部、C部（分線取水ｹﾞｰﾄ～扇ダム）

受注者は、水路内に堆積した土砂を浚渫し、所定の処分地へ運搬する。

ウ　扇ダム（扇ダム、導水管部）

受注者は、扇ダム内及び導水管内に堆積した土砂を浚渫し、所定の処分地へ運搬する。

エ　A部（西田橋ｻｲﾌｫﾝ部（17m×2連））

受注者は、西田橋ｻｲﾌｫﾝ部に堆積した土砂を浚渫し、所定の処分地へ運搬する。

（3）仮締切工

ア　南禅寺取水口付近

受注者は、発注者が行う分線取水ｹﾞｰﾄの停水に合せて、水路閣下流の南禅寺取水口付近に土のうを設置し、上流からの流水をせき止め、南禅寺の取水量を確保する。なお、水路閣下流に設置した土のうは、停水の解除に合せて撤去する。

イ　西田橋ｻｲﾌｫﾝ部

受注者は、西田橋ｻｲﾌｫﾝ部の浚渫に先立ち、ｻｲﾌｫﾝ部の上流及び下流部に土のうを積上げ仮締切工を設置する。なお、西田橋に設置した土のうは、ｻｲﾌｫﾝ部の浚渫作業完了後撤去する。また、受注者は、西田橋ｻｲﾌｫﾝ部に設置された仮締切工内に水中ポンプを設置し、白川へ排水する。

8　地元関係者等調整

（1）コミュニケーション

受注者は、施工するに当たり地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

（2）苦情対応

受注者は、地元関係者等から施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

（3）協議時の注意

受注者は、関係機関、地域住民等と施工上必要な協議を、自らの責任において行わなければならない。また、受注者は、協議に先立ち、監督員に連絡のうえ、これらの協議にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

（4）協議内容明確化

受注者は、前項までの協議等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

９　道路管理者及び所轄警察署等協議

受注者は、作業の都合により道路を規制する場合、道路管理者及び所轄警察署等と協議しなければならない。また、協議した結果については、監督員へ報告しなければならない。

１０　交通誘導警備員

交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は設計変更の対象としない。ただし、道路管理者及び所轄警察署等の協議の結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員Ｂ	昼間・夜間・24 時間の別	交替要員の有無	備考
Ａ部	2 人×5 日＝　10 人	昼間	無	土砂浚渫工
Ｂ部、Ｃ部	1 人×1 日＝　1 人	昼間	無	土砂浚渫工
扇ダム	3 人×1 日＝　3 人	昼間	無	土砂浚渫工
ｻｲﾌｫﾝ部	6 人×1 日＝　6 人	昼間	無	土砂浚渫工
合計	20 人			

１１　浚渫数量

受注者は、浚渫数量を整理するとともに確認できる資料を作成し、監督員へ提出するものとする。

１２　産業廃棄物（汚泥）

受注者は、本作業で発生する産業廃棄物（汚泥）を発注者が別途契約する以下の処分先へ運搬するものとする。また、産業廃棄物（汚泥）の運搬は、「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」を遵守し、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。確認の詳細については、作業一般仕様書第 24 項「産業廃棄物」を参照のこと。

建設副産物を適正に処理するに当たり必要な許可等がある場合は、監督員に許可証の写しを提出しなければならない。

なお、受注者が適正な処理を行うための情報を以下に記述する。

（処分先）

京都府京都市伏見区深草神明講谷町 29 番地

株式会社　HIRAYAMA　　＜設計運搬距離　L＝10.8km＞

（１）性状、荷姿、性状変化等

本作業で発生する汚泥の性状及び荷姿は、標準仕様ダンプトラックに山積みできず、その上を人が歩けないような流動性を呈するものである。また、時間の経過とともに土砂状になる。

（２）情報提供に関する事項に変更があった場合の伝達方法

発注者及び受注者の双方で、書面により変更内容を確認する。

（３）運搬、処分終了時の排出事業者への報告に関する事項

産業廃棄物管理票（マニフェスト）により行う。

（４）契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項

受注者は、何らかの理由により契約を解除された場合でも、その廃棄物に対する本契約に基づく責任を免れないことを承知し、その残っている廃棄物については発注者の指示する処分先へ運搬を行わなければならない。

１３　情報共有システム

（１）　本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。なお、システムの利用については、受発注者間の協議により決定する。

システムの利用に当たっては、「京都市上下水道局情報共有システム活用ガイドライン（令和４年１０月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

（２）　利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

（３）　システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約及び利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

（４）　システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市上下水道局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市上下水道局のホームページを確認し、最新版の要領を使用すること。

※　【京都市上下水道局「トップページ」⇒「事業者のみなさまへ」⇒「工事基準・仕様書・様式」⇒「上下水道工事等に関する基準、仕様書等」】

１４　その他

（１）水草・魚類・投棄物等の除去

受注者は、疏水分線の減水・停水後、必要に応じて作業箇所の藻類、魚類、投棄物等の除去作業を行わなければならない。

なお、財布、運転免許証、携帯電話、ナンバープレート等の拾得物は、速やかに監督員へ連絡し、監督員の指示に従うものとする。

（２）設備等の養生

受注者は、作業に先立ち、疏水路沿線に設置されている水位計等の設備を損傷させないように養生しなければならない。

（３）他工事との連携・調整

疏水路内において、当該作業以外の作業や工事がある場合は、相互に連絡・調整を図りながら、トラブルのないように努めなければならない。

（４）作業日程は、作業範囲に隣接する学校等の行事を踏まえ計画するもとし、学校等との打ち合わせは、発注者が行うものとする。
（５）導水管部及びｻｲﾌｫﾝ部の作業については、特に安全対策を十分に行うこと。
（６）清掃及び浚渫作業中において、水路及び付帯施設等の異常を発見した場合は、速やかに監督員へ報告すること。
（７）水路清掃工及び土砂浚渫工の作業は、すべて１回実施とする。

工事数量総括表(本01)

工事名	疏水分線水路清掃及び土砂浚渫	事業区分 工事区分	水道工事 疏水分線水路清掃及び土砂浚渫

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
疏水分線水路清掃及び土砂浚渫		式		1		
疏水分線水路清掃及び土砂浚渫		式		1		
水路清掃工		式		1		
人力清掃工	A部 若王子橋～銀閣寺南橋 西田橋～志賀越道	m		2,000		
人力清掃工	B部 分線取水ｹﾞｰﾄ～扇ﾀﾞﾑ ※第5ﾄﾝﾈﾙ除く	m		600		
人力清掃工	C部 第5ﾄﾝﾈﾙ内	m		100		
人力清掃工	D部 分線取水ｹﾞｰﾄ～水路閣上流	m		320		
人力清掃工	A部 横断側溝	箇所		20		
土砂浚渫工		式		1		
土砂浚渫工	A部 銀閣寺南橋～西田橋 汚泥吸排車（運搬費含む）	m3		98		
土砂浚渫工	B部、C部 分線取水ｹﾞｰﾄ～扇ダム 汚泥吸排車（運搬費含む）	m3		10		

京都市

工事数量総括表(本01)

工事名	疏水分線水路清掃及び土砂浚渫	事業区分 工事区分	水道工事 疏水分線水路清掃及び土砂浚渫

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
土砂浚渫工	扇ダム、導水管部 汚泥吸排車（運搬費含む）	m3		27		
土砂浚渫工	ｻｲﾌｫﾝ部 汚泥吸排車（運搬費含む）	m3		23		
仮設工		式		1		
仮締切工 （参考数量）	小口並べ、購入土、仕拵・積立・撤去	m2		9		
締切排水工 （参考数量）	排水量：0以上120(m3/h)未満、作業時排水	箇所		2		
交通管理工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員	交通誘導警備員Ｂ	人日		20		
直接工事費		式		1		
共通仮設		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		

京都市

工事数量総括表(本01)

工事名	疏水分線水路清掃及び土砂浚渫	事業区分 工事区分	水道工事 疏水分線水路清掃及び土砂浚渫

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税額及び地方消費税額		式		1		
工事費計		式		1		

京都市

見　取　図

S=Free

京都市左京区南禅寺福地町62番地3～左京区北白川久保田町58番地

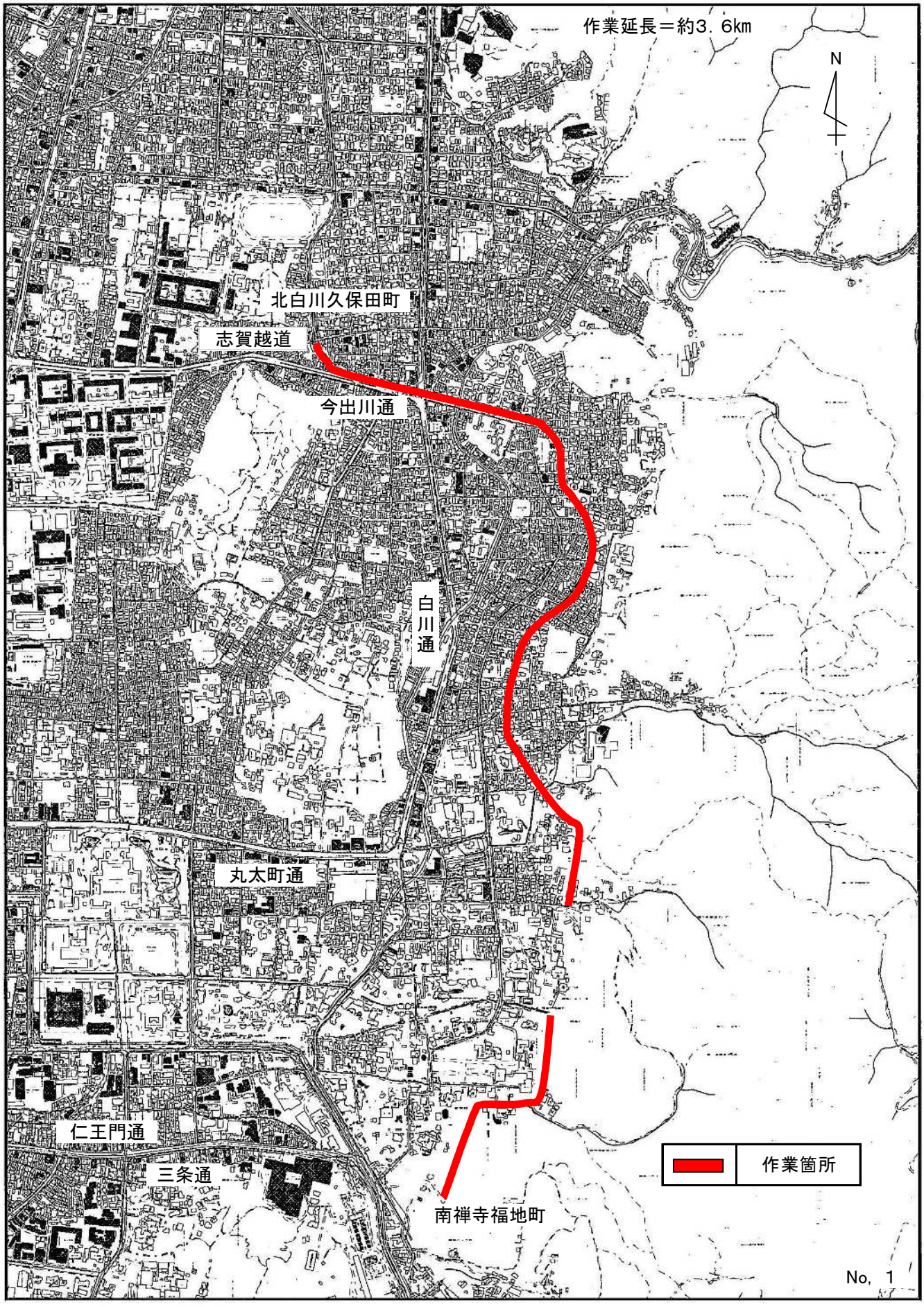

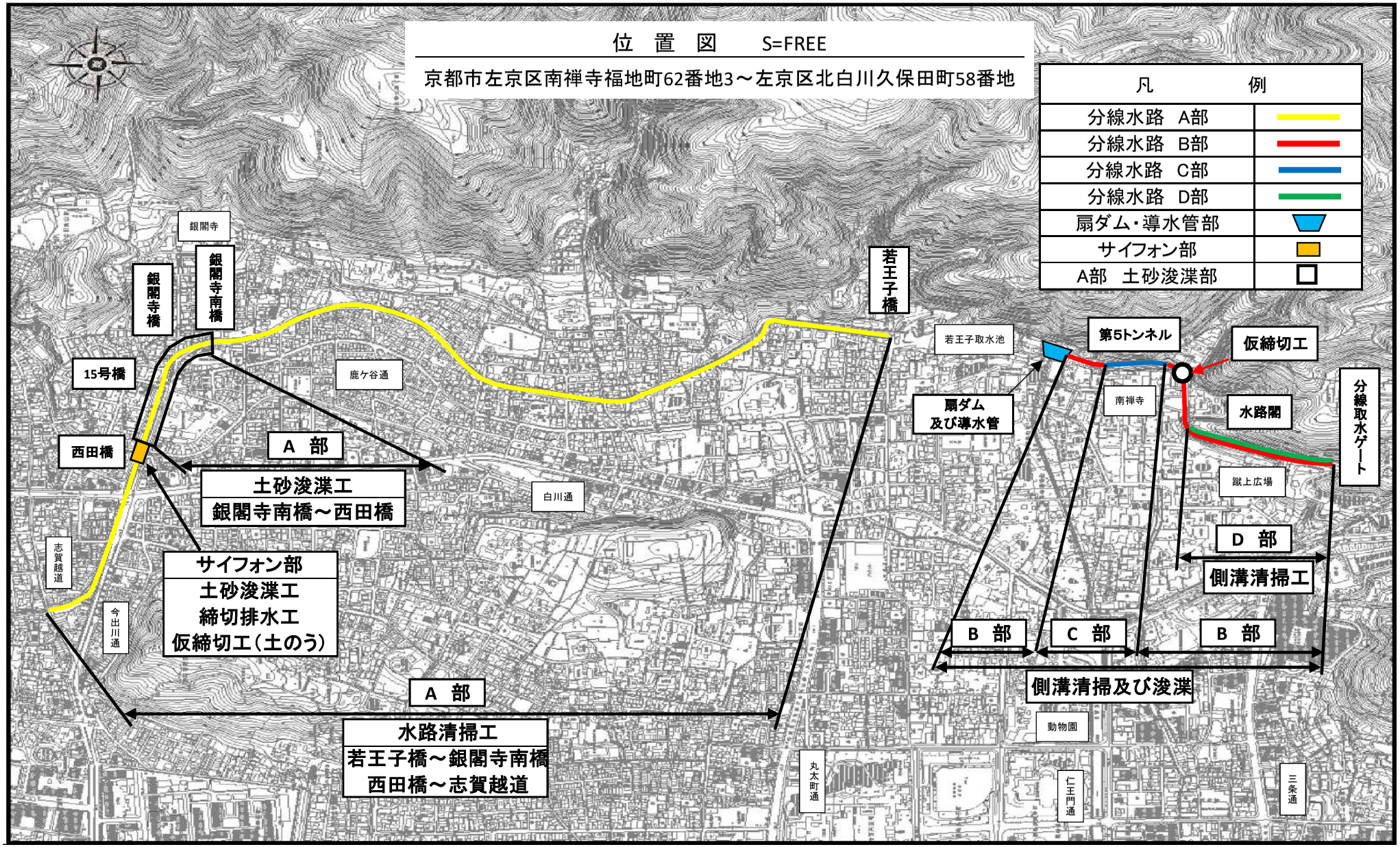
位　置　図　　S=FREE
京都市左京区南禅寺福地町62番地3～左京区北白川久保田町58番地
凡　例
分線水路　A部
分線水路　B部
分線水路　C部
分線水路　D部
扇ダム・導水管部
サイフォン部
A部　土砂浚渫部
銀閣寺
銀閣寺橋
銀閣寺南橋
15号橋
西田橋
鹿ケ谷通
白川通
志賀越道
今出川通
若王子橋
若王子取水池
扇ダム
及び導水管
第5トンネル
南禅寺
仮締切工
水路閣
蹴上広場
分線取水ゲート
A　部
土砂浚渫工
銀閣寺南橋～西田橋
サイフォン部
土砂浚渫工
締切排水工
仮締切工（土のう）
A　部
水路清掃工
若王子橋～銀閣寺南橋
西田橋～志賀越道
丸太町通
動物園
仁王門通
三条通
B　部
C　部
B　部
側溝清掃及び浚渫
D　部
側溝清掃工

分線水路　A 部　標準断面図　S=Free

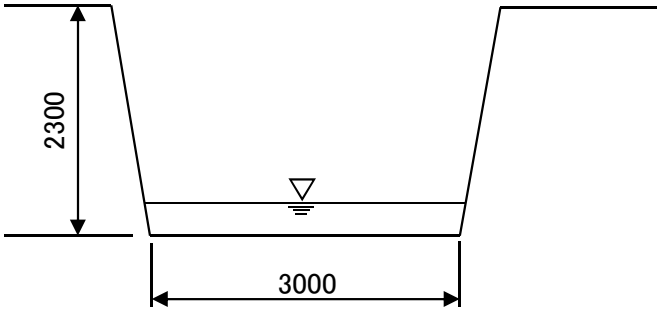

分線水路　C 部　標準断面図　S=Free

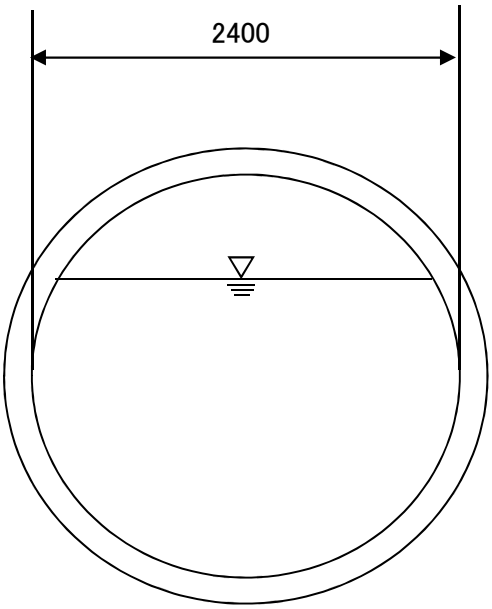

分線水路　B 部　標準断面図　S=Free

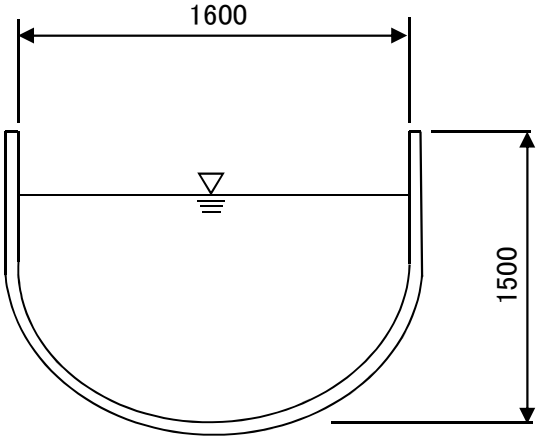

側溝　D 部　標準断面図　S=Free

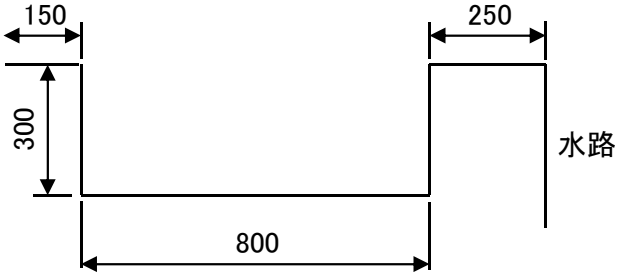

西田橋サイフォン部平面図

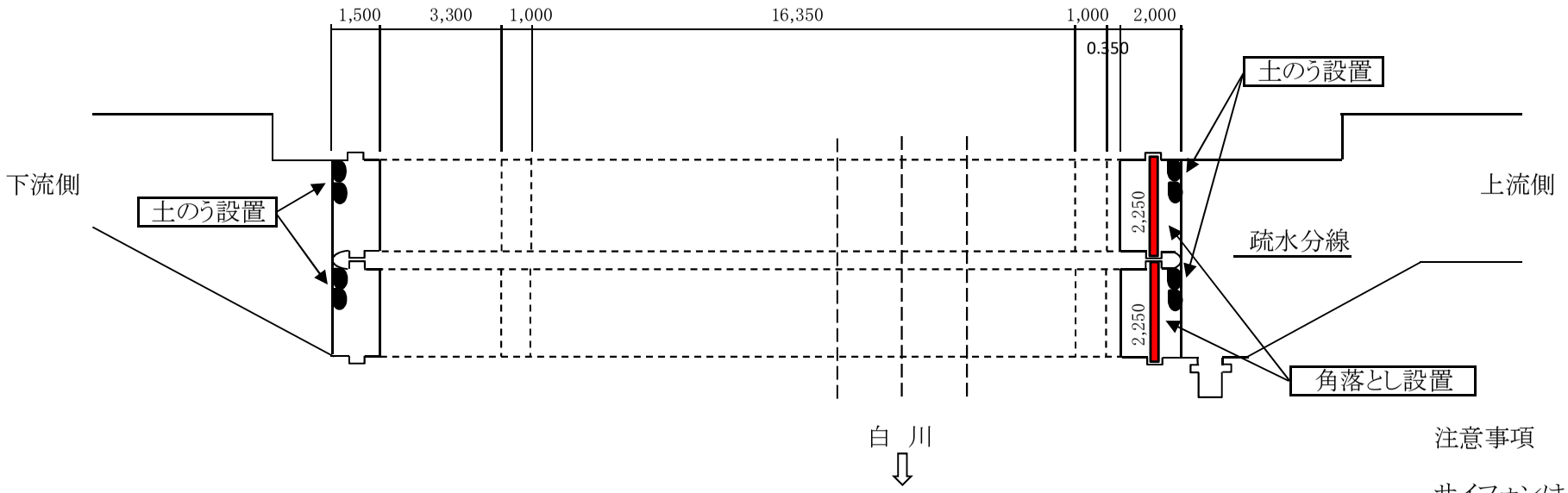

縦断図

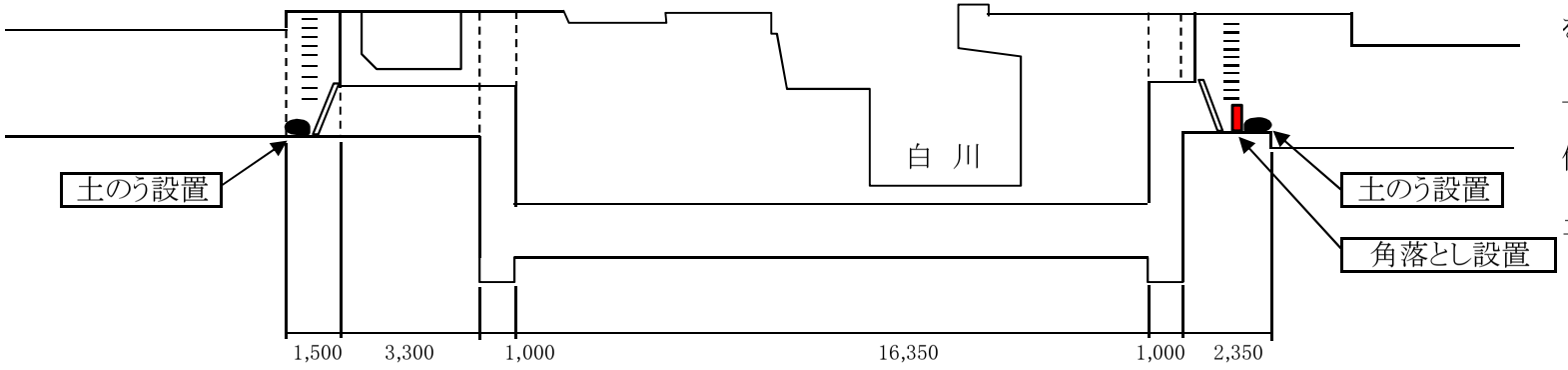

注意事項

サイフォンは、北側と南側が中で繋がっているので、止水を行うときは、両方に角落としを設置し、土のうで差し水を止めること。

併せて、下流側（西側）部も土のうで止水作業を行うこと。

疏水分流横断側溝位置図

（全体図）

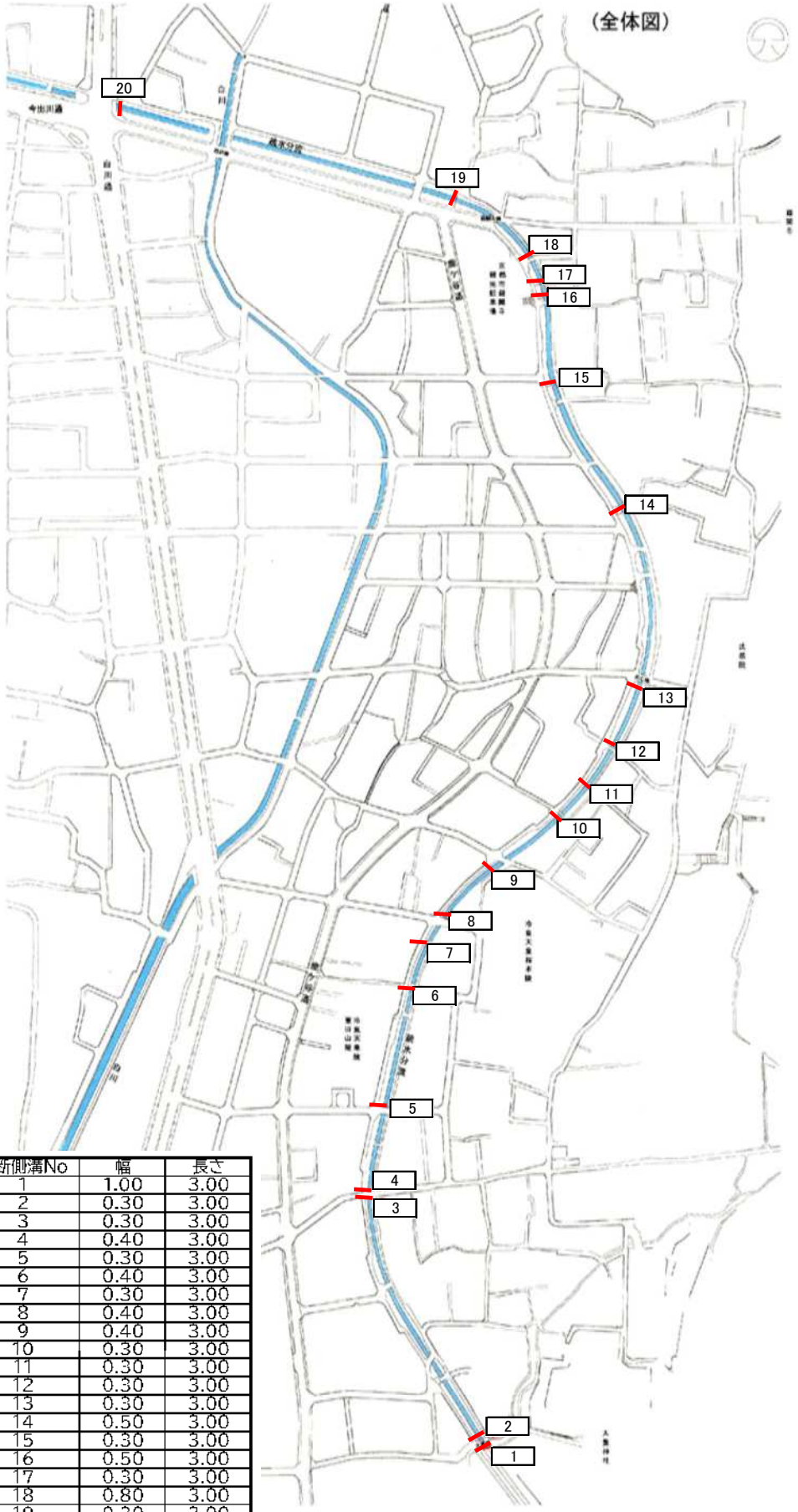

横断側溝No	幅	長さ
1	1.00	3.00
2	0.30	3.00
3	0.30	3.00
4	0.40	3.00
5	0.30	3.00
6	0.40	3.00
7	0.30	3.00
8	0.40	3.00
9	0.40	3.00
10	0.30	3.00
11	0.30	3.00
12	0.30	3.00
13	0.30	3.00
14	0.50	3.00
15	0.30	3.00
16	0.50	3.00
17	0.30	3.00
18	0.80	3.00
19	0.30	3.00
20	0.30	3.00

仮締切工(土のう積工 小口並べ)
(参考図)

南禅寺取水口

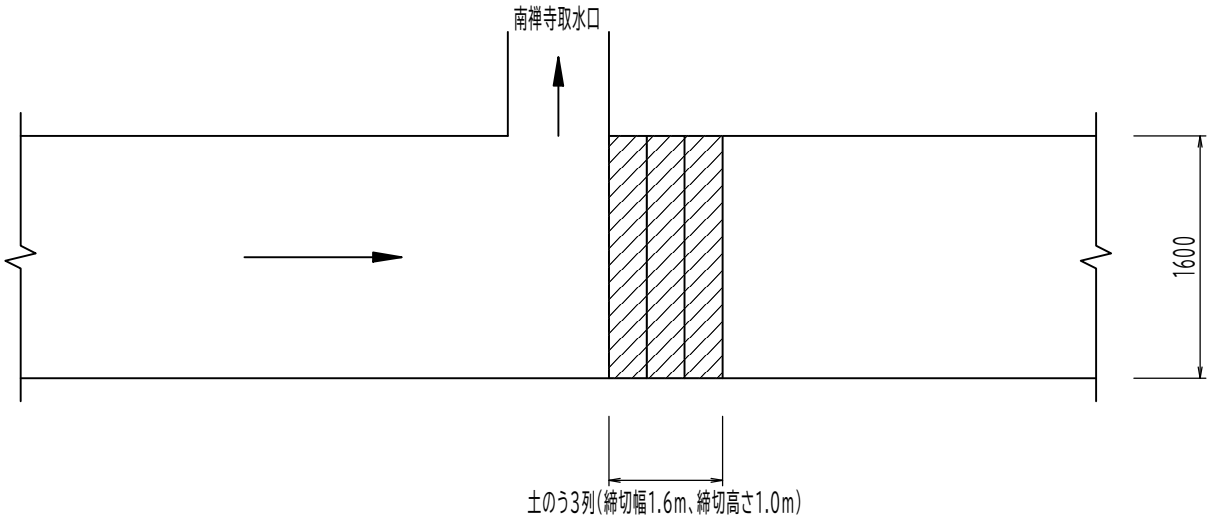

ｻｲﾌｫﾝ部
(下流側)

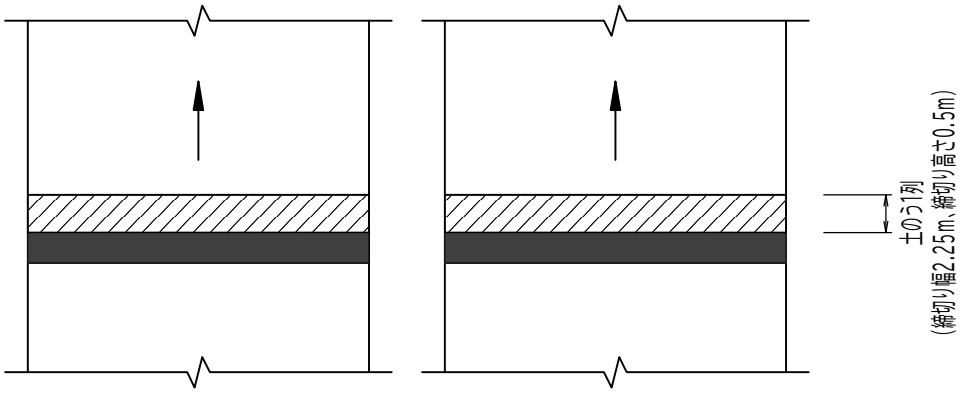

(上流側)

